

# 都市環境福祉常任委員会会議録

(令和7年12月2日)

※一部抜粋

交野市議会

# 都市環境福祉常任委員会

## 時 間

11:15～11:57

## 案 件

1. 資料請求について
2. 所管事務調査について  
第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画について  
交野市立地適正化計画について  
災害時に活かせる福祉支援体制について
3. その他

## 出席委員（7名）

委員 長	中 谷 政 人	副 委 員 長	藤 田 茉 里
委 員	野 口 陽 輔	委 員	松 本 直 高
委 員	安 部 敬 子	委 員	堀 天 地
委 員	坂 本 顕		

## 欠席委員（なし）

## 説明のため出席した者の職氏名

理 事 兼 都市まちづくり 部 長	竹 内 一 生	総 務 部 長	阿 佐 正 和
健 や か 部 長	島 田 国 久	福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	北 井 多 栄 子
福 祉 部 次 長	藤 原 功	都 市 ま ち づ くり 部 次 長	林 直 希
総 務 課 長 兼 消 費 生 活 セ ン タ ー 長	船 戸 貴 彰	福 祉 総 務 課 長	畠 山 悦 子
都 市 ま ち づ くり 課 長	古 澤 悠 司	福 祉 総 務 課 長 代	社 河 内 謹 一
都 市 ま ち づ くり 課 長 代 理	笠 木 健 史		

## 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村 健 一	局 次 長	大 湾 桂 子
係 員	松 井 彰 宏		

～これ以前は、別案件のため省略～

1. 委員長（中谷政人） 次に、案件2の所管事務調査についてのうち、第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画についてを議題とします。

パブコメ実施前の計画（素案）について、理事者より説明願います。

1. 福祉部長兼福祉事務所長（北井多栄子） すみません、改めましてよろしく願います。

本計画につきましては、これまで市で策定をしております地域福祉計画と社会福祉協議会が策定をする地域福祉活動計画、これを別立てでこれまで策定しておったところですが、より計画の実効性を高めるために、今回、一体的な策定としたものになっておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、担当のほうから説明させていただきます。

1. 福祉総務課長代理（社河内謹一） 福祉総務課の社河内と申します。着座でご説明させていただきます。願います。

お手元の資料としまして、Side Booksのほうに活動計画（素案）と概要版、パブリックコメントの事務実施概要、3点あるかと思えます。本日につきましては、主に概要版とパブリックコメントの実施概要を使ってご説明させていただきたいと思えます。

それでは、概要版2ページのほうをお開きください。よろしいでしょうか。

まず、本計画の位置づけにつきましては、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画となっており、地域福祉を推進するための基本理念や方針を定め、高齢福祉や障がい福祉など、福祉の各分野計画の上位計画となるものとなっております。また、本計画は、重層的支援体制整備事業や成年後見、自殺対策、再犯防止などの関連計画を含めた計画となっております。

この個別計画の策定につきましては、計画ごとに個別検討部会を設置し、検討していただきました。

また、市民レベルの具体的な行動指針として、校区福祉委員会が中心となり作成されました小学校区ごとのアクションプランも含めて掲載しております。

なお、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間を対象としております。

今期計画の特徴としましては、これまで別々に策定しておりました市の2年計画であった地域福祉計画と社会福祉協議会の活動計画であった地域福祉活動計画を、より実効性・運動性を重視し、一体的に作成し、市と社会福祉協議会、そして地域の担い手である福祉団体、機関や市民と一緒に進める計画として整備しております。

次に、本計画の策定過程における市民参画の点についてご説明いたします。

本計画は、市民アンケート、福祉関係団体等のアンケート、地域懇談会などの様々な方からご意見をいただき、市民の意見を取り入れて反映させていただいております。計画づくりだけでなく、今後の進行、点検、見直しにも市民が関わる仕組みづくりを取り入れ、行政だけでなく、みんなで一緒に進める計画とできればと考えております。

次に、計画の理念と構成についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本計画の基本理念は、「かかわりあって たすけあい のびのび しあわせのまちづくり ～みんなで助け合える地域共生社会の実現をめざして～」としております。こちらは、

前期計画、現行の第4期計画の理念と同様のものとなっております。この理念を基に、近年、複雑化する生活課題を抱えたまま、相談できず、生きづらさを感じている人を孤立させない地域づくりを重点支援とし、支援につながる前のつながりづくりを重視し、「N〇孤独N〇孤立、誰もが役割を持ち活躍できる社会に」をスローガンに掲げ、地域福祉ネットワークによる包括的な支援体制を整備し、様々な施策に取り組むこととしております。

また、本計画に包含する重層的支援体制整備事業実施計画は、重層の5事業である包括的相談支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業、参加支援事業、地域づくり事業を柱に、各施策に横断的に位置づけられており、重層の理念や考え方が計画の各所に盛り込んだ形で構成しております。

次に、基本目標についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

施策を進めるための目標として、4つの基本目標を設定しております。1つ目は、自分らしい暮らしを支える仕組みをつくる、2つ目は、地域のつながりをつくる、ページ変わりまして、3つ目は、地域福祉の担い手をつくる、そして最後、4つ目は、安全・安心な地域をつくるです。

基本目標につきましても、前期計画、現行計画の第4期計画の基本目標と同様のものとなっております。これらの基本目標に基づき、具体的な施策展開として主な取組を設定し、市、社会福祉協議会、福祉団体、機関、市民がそれぞれ役割を持って取組を進めることとしております。

詳細は、計画（素案）の体系としまして、本体のほうの20ページ、21ページに整理しております。第4章、22ページから詳しく詳細を記載しておりますので、また後ほどご確認のほどをよろしくご願ひいたします。

次に、概要版8ページをご覧ください。

こちらにつきましては、小学校圏域ごとの各地域の取組について記載しておるところでございます。

本市につきましては、以前より、校区福祉委員会の活動が活発に行われており、各小学校校区につきましては、これまで活動計画が策定されてきました。第5期作成に合わせましても、計画理念、目標や取組の方向性は大きくは同じものとして、活動計画であるアクションプランが策定されました。これは、各小学校区の市民や関係団体が、自分たちの地域の現状や強みを踏まえて、「あったら良いな・できたらいいな」「これからできそうなこと」を出し合い、話し合いを重ねてつくり上げた地域に根差した行動計画となります。

最後に、冒頭申し上げましたが、今回は一体的策定を初めて行ったものであり、市の地域福祉計画がもともと2年計画であった背景があるため、課題解決の仕組みや今後の方向性等を基本として描き、そこに社会福祉協議会の活動計画の要素を加えて、共通の目標を持ちながら、より実効性・連動性を高めた計画となっております。

なお、各福祉分野の個別計画の上位計画と位置づけがあることから、個別具体の指標等につきましては、例えば高齢者保健福祉計画やこども計画など、それぞれの計画内で設定を行っているところでございます。

以上が、第5期交野市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の説明となります。

続きまして、今後の策定スケジュールについてご説明いたします。

資料としましては、パブリックコメント手続実施概要をご覧ください。

現在、市内部に対しまして、庁内意見聴取、パブリックコメントを実施してまいりました。所管課から意見が提出されまして、修正に至ったものにつきましては、次回、最終の所管事務調査でご報告をさせていただきたいと考えております。

また、本素案について、本日の説明を経て、令和7年12月5日から令和8年1月6日までの約1か月間、市民向けのパブリックコメントを実施します。

いただきました意見やご指摘を整理し、必要な修正を加えた上で、令和8年2月の審議会を経まして、令和8年3月に最終版を策定、公表し、令和8年4月からの運用開始を予定しております。

以上が、パブリックコメント実施等を含めた今後の策定スケジュールの概要説明となります。よろしくお願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） 説明はお聞きの次第です。

本件に関し、質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（松本直高） これは、ごめんなさい、もうほぼ完成形ということで見ていいんですか。要素として組み込める余地はあるんですかね。もう、ないんですか。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

審議会を経まして、今回の素案としてまとめさせてもらっているものでございます。一定の検討のプロセスを経た中で作成しているものですので、表現上の正式名称への修正であったり、そういったものは考えておりますが、基本的な土台となるところについては、一定審議を経た中で作成させていただいているものでございます。

1. 委員長（中谷政人） よろしいですか。

1. 委員（松本直高） いや、もう、しょうがないもんな、もう。ちょっと視点が。

1. 委員長（中谷政人） いいですか。ほかにございますか。

1. 副委員長（藤田菜里） すみません、地域の福祉事業所の方とかに、ちょっとこの間、お話を聞く機会があって、新しいこの計画ができる中で、例えば、まるまど事業を交野市がやっていくということで話は聞いているんだが、今現在も、まるまどと指定されていなくても、重層支援、ある意味、重層的な支援というのは各福祉事業所というのはもう既にやっている。新たに、まるまどというところで参画していくということも考えられなくはないんだけど、そのためには、やっぱり予算がどこまでついてくるのか、人件費も含めてどこまでついてくるのかということが事業所としては死活問題で、持ち出しで、それこそやりがいというところだけで求められてしまったら、もう疲弊するだけで回らないということを率直に意見として言われていまして、それはそのとおりだなと思うんです。

今でもやっているというところと、これから市が整備して、より充実を図っていかうとする重層支援の体制というところとで、現場と若干温度差というのがあるのかなというふうに感じたんですけども、審議会を経て、今つくられている中で、そのあたりの議論というのはどういうふうに来てきたのか、この計画にそのあたりの意見がどこにどう落とし込まれているかというのって、教えていただいていた方がいいですか。

1. 委員長（中谷政人） これ、上位計画なので、多分そういう細かいのは、さっき社河内課長代理がおっしゃった別の行動計画というか、反映されるものではないのかなと思うんですが。

1. 副委員長（藤田菜里） その考え方、具体的にこうしますというのは、具体的にこう落とし込まれて

いくのかなと思うんですけども、この上位計画の中で、今と今後のところをどういうふうに埋めていくのかとか、何かそのあたりの目指すべきところというのが、新たにどうか、まるまど事業をやっていきますというところは書かれているんですけども、その今の現場の状況と将来をどう、こうグラデーションつけていって、ここに目標につなげましようみたいな。分かりますか。

1. 福祉総務課長（畠山悦子） お答えします。

確かに、委員おっしゃるような個別具体的な疑問点とか課題点とか、まるまど事業所に手は挙げたいが、ちゅうちょしているとか、人件費等も含めてのお話もありましたけれども、今現状は、まるまど事業所に手を挙げてくださっている事業者に新たな委託料というふうなものはお支払いしておらず、あくまでも通常業務の中で発見した中身であったり気づいた中身であったりというのを、まずは一旦キャッチしてもらって、行政のどこかの機関、どこでもいいのでつなげていただくというふうなところをメインにお願いしている、今現状です。

事業者さんによっては、もちろん、悩みに悩んでというところもあるというのは分かっていますし、その説明というのは適宜行っていないといけないのかなというふうには考えているところです。

この計画の中のどこにというふうなところなんですけど、先ほど課長代理からもご説明させてもらったとおり、本当に理念的なところになるので、いろんなところにそれを盛り込む形にはさせてもらっています。例えば、具体例で言いますと、この計画本体の部分の23ページのところに包括的な相談支援体制の充実・整備というふうなところの項目を挙げさせてもらっていますが、ここにも行政の中で行っていく方針として、まるまどをより市民にとって分かりやすくするような取組であったり、今年度からやらせてもらっているまるまどの拠点となる事業所を選定しまして、より中学校区の地域性を鑑みた中での動き、取組というのを今、試行的にやってもらっているところでもあります。

まるまどの目的としては、身近な相談窓口をつくるというふうなところが目的でしたので、本当に気づいていない方であったり、どこに行ったらいいのか分からない方であったり、そういった方をより早くキャッチするための目的だったかなということをお思いますので、それをさらに発展させていくというふうなところで、具体的には23ページなどに挙げさせてもらっているというふうなところがございます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等ございますでしょうか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようですので、本件についての質疑は終了します。

次回は、パブコメ実施後に調査を行いたいと思います。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの案件に関係ない理事者は退席していただいで結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、交野市立地適正化計画についてを議題とします。

パブコメ実施前の計画（素案）について、理事者より説明願います。

1. 理事兼都市まちづくり部長（竹内一生） よろしくお願ひします。

交野市立地適正化計画（素案）につきましては、先日の11月の段階で都市計画審議会

において承認されましたので、計画（素案）について、これからパブリックコメントを実施するため、素案としてご説明させていただきたいと思っております。

説明のほうにつきましては、都市まちづくり課長のほうから説明させていただきます。

#### 1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） 説明いたします。

資料につきましては、立地適正化計画（素案）の説明資料と、あとパブリックコメントの  
手続実施概要を使って説明させていただきます。

まず、説明資料のほうをご覧くださいませでしょうか。

立地適正化計画の策定の趣旨・目的といたしましては、社会経済状況の変化、少子化の進展、超高齢化社会の到来などを踏まえ、令和5年4月に交野市都市計画マスタープランの改定を行ったところでございます。

一方、国レベルでは、将来にわたって安定した生活サービスを提供し続けるために、都市の拠点となる地域を中心に、一定の人口密度に支えられたエリアを設定し、そのエリアの居住や都市機能の集積を図ることとともに、生活サービスを提供する施設へのアクセス性のしやすさを確保する都市全体の構造をつくる、いわゆるコンパクトシティ・プラス・ネットワークなまちづくりを目指す立地適正化計画制度を創設された状況でございます。

本市においても、都市計画マスタープランの考え方を踏襲しつつ、本市の持続性をさらに高めていくために、より実効性を兼ね備えた計画である立地適正化計画の策定を行うことといたしました。

立地適正化計画については、1ページ目の下の半分、参考として書かせていただいております。

立地適正化計画については、都市再生特別措置法第81条により、市町村で作成できることとなっている計画でございます。

必要事項につきましては、都市計画とは括弧の中の中段部分に記載しております。まず、基本的な方針、また居住を誘導するエリアを設定する居住誘導区域、また各種サービスの効率的な提供を図る区域としての都市機能誘導区域、また誘導区域内の誘導する施設の設定、誘導施設を誘導するための施策方針、防災方針、これを立地適正化計画の中で策定していくということになっております。

計画期間と対象区域については、中段に書かせていただいております都市計画マスタープランの目標年次に合わせて、令和8年度から令和14年度までの策定期間とし、対象区域は市域全体としております。

次のページをご覧ください。

立地適正化計画における基本方針につきましては、第5次交野市総合計画の「懐かしさと新しさが交わる みんなのところが 和むまち かたの」のまちの将来像を共有し、都市計画マスタープランの重点方針「住みたくなる・住み続けたい都市づくり～若い世代に選ばれる～」の実現を意識し、深化させる方針で基本方針を設定いたしました。

まちづくりの方針としては、4つ挙げさせていただいております。1つ目、拠点の役割に応じた機能の充実・強化、方針の2、子育て層を軸に多様な世代が暮らしやすい居住環境づくり、方針3、安全・安心に暮らせる、災害に強い環境づくり、方針の4、市民の移動手段の確保としております。

区域の設定といたしましては、地域の特性を生かしたコンパクトシティ・プラス・ネッ

トワークの形成に向けて、法で規定されている居住誘導区域、都市機能誘導区域に加え、本市独自の区域として、居住環境保全区域と地域魅力向上区域の設定をいたしました。

また、新しいまちづくりの動きがある寺・向井田地区については、今後のまちづくりや市街化区域編入の方向性が定まった段階で居住誘導区域に編入することを検討します。

次のページに、位置について示させていただいております。

3ページの上段部分です。

まず、青色で囲まれている部分、交野市駅周辺地区、星田駅周辺地区、河内磐船駅・河内森周辺地区については、居住誘導区域として設定させていただきます。

また、郡津駅周辺地区として、青色で点線で描かれている円の部分については魅力向上地区、また私市駅周辺についても、青色点線のエリアについて、地域魅力向上地区として設定をさせていただいております。

また、市街化調整区域と工業地域・準工業地域を除いた区域については、紫色で囲んだ斜線のエリアを居住誘導区域と設定させていただいております。

なお、図面の下の部分、米印で書かせていただいておりますが、土砂災害特別警戒区域、レッドの区域と、生産緑地地区は居住誘導区域から除くとしております。ただし、生産緑地法第14条の規定により行為制限の解除されたものについては、その段階で居住誘導区域に編入するという考えを示させていただいております。

また、黄色斜線部分で示させていただいている市街化調整区域の地区計画の部分については、都市計画的な担保があることから、居住環境保全区域として設定をします。

また、緑色斜線部分で囲まれている部分についても、先ほどご説明させていただいた寺・向井田地区をお示しさせていただいております。

その次、居住誘導施設の設定についてでございます。

こちらについては、交野市駅周辺の居住都市機能誘導区域については、大規模小売店舗3千平米以上、図書館、市役所、乳幼児の一時預かり機能を有する施設、星田駅周辺の都市機能誘導区域については、大規模小売店舗3千平米以上、図書館、乳幼児一時預かり機能を有する施設、河内磐船駅・河内森駅周辺の都市機能誘導区域については、大規模小売店舗の3千平米以上、乳幼児一時預かり機能を有する施設、また私市駅周辺の地域魅力向上区域については、観光等に訪れた方を支援する施設として、カフェ、アウトドアショップ等、郡津駅周辺の地域魅力向上区域については、地域の暮らしを支える施設として、病院、交流施設等を設定させていただいております。

なお、都市機能誘導施設については、今後呼びたい施設に加えて、現在立地している施設がこの区域から出ていかないというか、離れないというところも想定した中で設定をさせていただいているところでございます。

最後、4ページでございます。

誘導施策については、先ほど挙げさせていただいた方針に基づいて、個別施策を設定しております。方針1については、拠点における機能の強化や寺・向井田地区における新市街地の形成、方針2については、心地よく魅力的な、誰でも暮らしやすい環境づくり、子育てしやすい環境づくり、地域資源の活用やみどり豊かなまちづくり、所有者による空き家等の適正な管理と有効活用、方針3については、市街地の防災性の向上、治山・治水対策、地域主体の防災力の向上、方針4については、二次交通の維持と利便性の向上、交通

結節点の充実・強化を挙げさせていただいております。

最後に、評価指標でございますが、全体の評価指標いたしましては、居住誘導区域の人口密度や暮らしやすさ、市民の意向調査などで評価をした上で、個別の方針については、各項目ごとの評価指標に基づいて項目評価をしていきたいという考えでございます。

続きまして、パブリックコメントの手続概要についてご説明させていただきます。

今後のスケジュールでございますが、令和7年12月22日月曜日から令和8年1月30日までの期間でパブリックコメントを実施したいと考えております。

パブリックコメントの実施に先立ちまして、12月18日木曜日に市民説明会の開催を予定しております。

また、パブリックコメントの意見について、出てきた意見の対応については、所管事務調査をさせていただいた後に、都市計画審議会のほうで報告させていただいて、最終答申を3月中にいただく予定をしております。

また、答申をいただきましたら、4月に、この中身については一般的に周知をさせていただいて、実際の運用については令和8年5月を予定しております。この周知から一月間につきましては、立地適正化計画策定した後は、居住誘導区域外、都市機能誘導区域外で一定の条件を合った開発等が行われる際には届出の手続が必要になってくるというところで、運用開始の一月間、周知期間として設けさせていただいているところでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

1. 委員長（中谷政人） ありがとうございます。説明はお聞きの次第です。

本件に関し、質疑等ありましたらどうぞ。

1. 副委員長（藤田茉里） 説明ありがとうございました。

パブコメの手続というところなんですけれども、実施周知手段としたら、広報かたのとホームページと、意見の提出方法のところにはL o G oフォームを活用されるということで書かれているんですけれども、このL o G oフォームのURLとかが書かれていなくて、例えばQRコードとか、そういったものがホームページとか広報かたの紙面に載せていただいていたら、そこから読み取ってL o G oフォームに入れて、簡単に意見出せるかなと思うんですけれども、そういうことというのは、今、用意されていくんでしょうか。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） 今、ホームページのほうでアドレスのほうは載せさせていただいて、周知のほうさせていただきたいと考えております。

1. 副委員長（藤田茉里） アドレスで打つ面倒くさいので、できたらQRコードを一緒に張っておいていただいたら、そこから読み取ってという、意見出しやすくなるかなと思うので、ぜひそのあたりの工夫を、広報かたのにも間に合うんでしたら載せていただけたらありがたいなと思って、意見として言っておきます。ご検討ください。

1. 委員長（中谷政人） ここでお諮りをいたします。

間もなく正午になりますが、議事を続行することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、議事を続行いたします。

本件に関し、質疑等ほかにありましたらどうぞ。大丈夫でしょうか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ほかにないようですので、本件についての質疑は終了します。

次回は、パブコメ実施後に調査を行いたいと思います。

この際、理事者関係、その他として何かありましたらどうぞ。

(発言する者なし)

1. 委員長（中谷政人） ないようでしたら、これ以降は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいて結構です。

(理事者退席)

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長

---